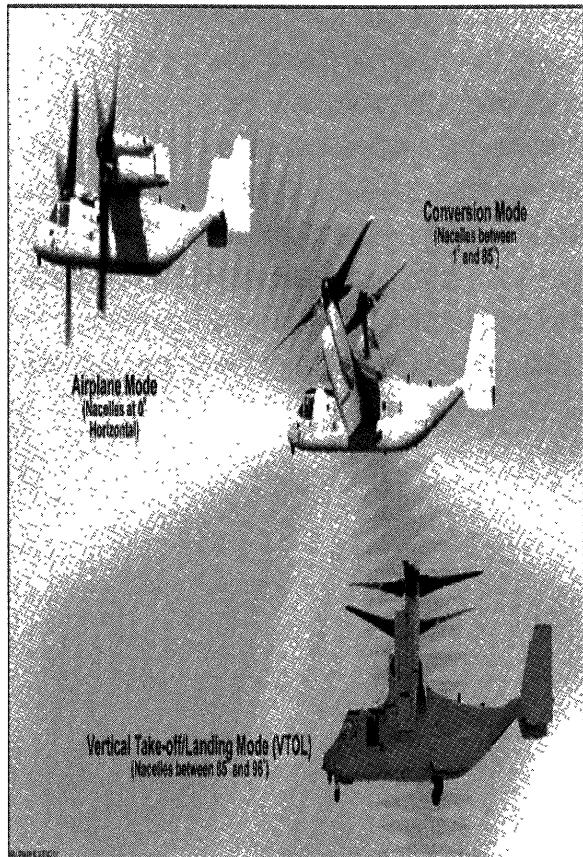


# オスプレイと日本国憲法

飯 島 滋 明

## 第1章 オスプレイ配備をめぐる動き

2012年度の「流行語大賞」の対象50語にもノミネートされたほど、メディアでも頻繁に取り上げられた「オスプレイ」。両翼にある二つの回転翼の角度を変えることでヘリコプターのように垂直離着陸もできるし飛行機のように高速で飛べる、米軍の輸送機である。2011年6月、アメリカが普天間基地に配備すると発表し、2012年10月1日に沖縄に配備された。2012年6月に防衛省が発行したパンフレット『MV-22オスプレイー米海兵隊の最新鋭の航空機ー』<sup>1)</sup>によれば、今まで沖縄に配備されていたCH46と比較すると、「最大速度は約2倍、搭載量は約3倍、行動半径は約4倍」(3頁)、「MV-22は速度が速く、行動半径が広いため、これまでCH-46が遂行していた任務への対応能力がさらに向上します。MV-22は、世界の平和と安定、被災地域の復興などに大きく貢献しています」とオスプレイの長所が挙げられている。そして2013年1月、米政府は空軍のCV22オスプレイを沖縄県嘉手納基地に配備する意向を日本政府に伝えた。そのような



【写真1】MV-22オスプレイ  
(Environmental Review for Basing MV-22 Aircraft at MCAS Futenma and Operating in Japan<sup>2)</sup> から)

1) 防衛省のHPにある、[http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/mv22\\_pamphlet.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/mv22_pamphlet.pdf)参照。

2) [http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/env\\_review.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/env_review.pdf)

状態になれば、沖縄はアジア太平洋地域で最大のオスプレイ配備拠点となる。

## 第2章 なにが問題か

しかし防衛省の宣伝とは対照的に、オスプレイに関しては批判的な報道も少なくない。憲法的にもオスプレイの配備は以下のような問題がある。

### (1) 平和的生存権

#### ① 墜落事故の危険性

日本国憲法前文では、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という「平和的生存権」が定められている。「平和的生存権」については多様な学説があり、内容も多様なのでここで深入りすることはしないが、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利あるいは生命の危険にさらされない権利」<sup>3)</sup>も「平和的生存権」の内容となっている。今も当たり前のように米軍機は沖縄住民の頭上を飛んでいるが【写真2】、オスプレイ配備により、生命や健康が危険にさらされ、「平和的生存権」が侵害される可能性が高くなる。ただでさえ米軍機による墜落事故などは枚挙にいとまがない<sup>4)</sup>。たとえば普天間飛行場所属機による事故は1972年から2012年3月までに87回（年約2.2回）<sup>5)</sup>。アメリカ軍が公開していないために事故の全体像は明らかではないが、アメリカの情報公開法（FOIA）に基



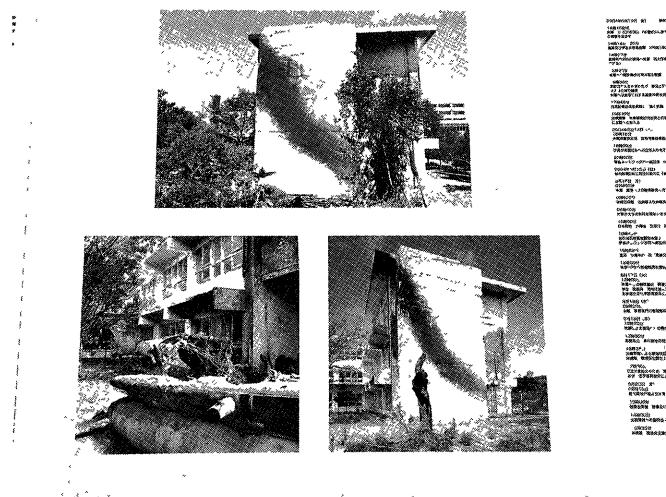
【写真2】 普天間基地周辺を飛ぶ米軍機（2012年6月、飯島が撮影）。

3) 山内敏弘・古川純『憲法の現状と展望』（北樹出版、2002年）61頁。

4) こうした米軍機の墜落事故などについては、飯島滋明「アメリカ軍は日本を守るのか」『名古屋学院大学論集（社会科学篇）45巻2号』（2008年）参照。

づき東奥日報社の斎藤光政氏が機密文書を調査したところ、1999年から2003年をのぞく1988年から2003年までの12年間のうち69件の中小の航空機事故があった<sup>6)</sup>。神奈川でも、「2003年5月から07年6月の間の不時着や部品落下などの事故は神奈川県だけで15件」<sup>7)</sup>。このように、米軍機の墜落事故や緊急着陸、落下事故により住民が危機にさらされる事態が生じている。ただでさえ米軍機による事故は多いのに、「未亡人製造機」とまで言われるほど事故の多い「オスプレイ」を日本に配備すれば、平和的生存権が脅かされる度合いが強くなる。

「オスプレイの事故は開発段階のものであり、今は安全になった」という発言もあるし、たとえば2012年8月23日、米統合参謀本部議長のデンプシー氏は「人口集中地域や周辺を飛んでも安全だということを沖縄や日本のみなさんに保障したい」と述べた。しかし2005年9月にアメリカでオスプレイの量産が承認されてから多くの事故が起こっている。2006年から2011年までにオスプレイ関連の事故は合計58件。2012年4月にはモロッコで、6月にはアメリカのフロリダ州で墜落事故が起きている。7月にはノースカロライナ州所属のオスプレイが民間空港に、そして9月6日にも、アメリカのノースカロライナ州ジャクソンビルの海兵隊基地付近の市街地に緊急着陸している。オスプレイの墜落や緊急着陸を想定することは、いま政治家や電力会社では流行の「想定外」ではない。オスプレイに関しては、実際に生じた垂直離発着の際に出される高温の下降排気ガス（200度以上）による火災、下降気流事故、揚力が弱いこと、急激な機動をと



【写真3】米軍ヘリ墜落の様子（2012年6月、沖縄国際大学前にて飯島が撮影）

- 
- 5) 宜野湾市 基地涉外課『普天間飛行場の早期閉鎖・返還に向けて～普天間飛行場の危険性～2012年3月』5頁。
  - 6) 『東奥日報』2007年1月3日付、『東奥日報』2007年1月5日付、『東奥日報』2007年1月8日付、斎藤光政『在日米軍最前線 あなたが知らない日本列島の現実』（新人物往来社、2010年）などを参照。
  - 7) 原子力空母横須賀基地母港化を許さない全国連絡会編『東京湾の原子力空母』（新泉社、2008年）21頁。

れないことと同時に、ヘリコプターが通常有している「オートローテーション」機能がないことが問題視されている<sup>8)</sup>。ヘリコプターには通常、機械が止まっても揚力を用いて安全な状態で着陸できる機能が備わっている。この機能が「オートローテーション」と言われる。「オートローテーション」機能があるから必ずしも安全といえるわけではないが——2004年の沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故は「オートローテーション」の状態で落ちてきた——、オスプレイに関しては「オートローテーション」機能がないのではないかとの疑問がある。2012年9月19日の日米合同委員会で日本側は「日本国政府は、MV-22が既存の場周経路からオートローテーションによって安全に普天間飛行場へ帰還する能力を有することを確認したい」との質問に対し、アメリカ政府側は「両エンジンの故障という、オートローテーションが必要となる極めて想定し難い事態において、パイロットは飛行場内に安全に帰還するためのあらゆる措置をとる」と回答している<sup>9)</sup>。これで納得できるだろうか？ こうしたオスプレイが普天間基地に配備される。2012年9月19日の日米合同委員会の「日本国における新たな航空機（MV-22）に関する合同委員会への覚書」（仮訳）<sup>10)</sup>では、「MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される」とされている。しかし、普天間基地を見てほしい【写真4】。そんなことができるだろうか。実際、普天間基地の周辺には学校や病院などの施設が多く存在する。だからこそ2003年11月、普天間基地を上空から観察したラムズフェルド国防長官は「こんなところで事故が起きないほうが不思議だ」と発言している。オスプレイの事故率は少ないなどと防衛省はいうが、防衛省の資料は損額200万ドル以上の重大事故だけを対象にしたものであることも沖縄県で指摘されている<sup>11)</sup>。そして、オスプレイは伊江島や名護市、金武町などでコンクリートブロック（最大約3トン）をつり下げる訓練——戦車をつるため——を行なっている。住宅地の上空も飛ぶ危険性がある（『しんぶん赤旗』2012年11月8日付）。オスプレイの事故や墜落の危険性は沖縄だけの話ではない。アメリカ国防総省が2012年4月に作成した、*Environmental Review for Basing MV-22 Aircraft at MCAS Futenma and Operating in Japan*によれば、月に2、3日は岩国基地やキャンプ富士で訓練を行うとしている<sup>12)</sup>。さらには6つの低空飛行ルートでも訓練を行なうとしている【資料1】。三沢基地、横田基地、厚木基地も対象になる可能性を政府も否定していない<sup>13)</sup>。オスプレイが低空飛行訓練を行なう飛行ルートにある自治体の住民にも当然関係する。米軍の低空飛行ルートの下には138もの自治体が存在する<sup>14)</sup>。数十

8) 詳細については真喜志好一、リムピース+比較市民宣言運動・横須賀『オスプレイ配備の危険性』（七ツ森書館、2012年）を参照。

9) [http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/dep\\_3-2j.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/dep_3-2j.pdf)

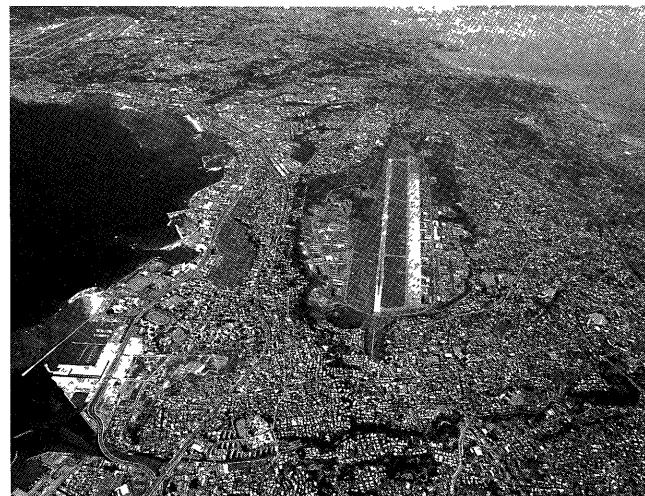
10) [http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/dep\\_3-1j.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/dep_3-1j.pdf)

11) 前泊博盛『沖縄と米軍基地』（角川書店、2011年）39-40頁。

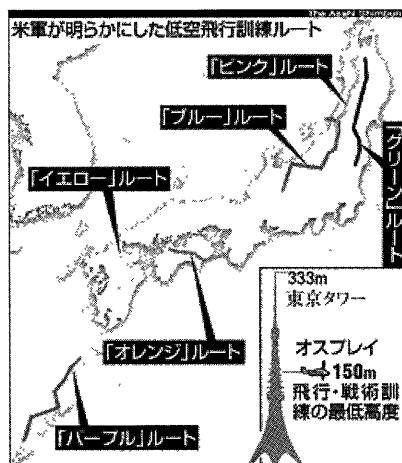
12) [http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/env\\_review.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/osprey/env_review.pdf)

13) 塩川哲也衆議院議員の質問に対する、2012年7月24日衆議院総務委員会での神風英男防衛大臣政務官の答弁。

14) 『毎日新聞』2012年11月5日付。



【写真4】普天間基地（宜野湾市のHPから<sup>15)</sup>）



【資料1】オスプレイの低空飛行訓練ルート（『朝日新聞』2012年6月19日付から）

mから百数十mの高さで飛行する「低空飛行訓練」中にオスプレイの機体に不具合が生じたらどうなるか。「飛行モード」から「ヘリモード」への切り替えには12秒、その間に480mも急降下する。かりにオートローテーション機能が備わっているとしても、その間に墜落する。こうして自治体の住民も、オスプレイ墜落や緊急着陸の危険にさらされることで「平和的生存権」が侵害される。

15) <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/2556/2581/2582/1140.html> から

## ② 米軍の出撃拠点・後方支援基地

憲法前文では、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覺するの」であつて、「われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とされている。このように、平和がない世界の実現のために日本が積極的な役割を果たすことが憲法前文で予定されている。さらに前文では「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という「平和的生存権」が「全世界の国民の権利」とされている。世界中の人々が平和的な生活を送ることのできる世界の実現に向けた努力が日本国の大切として要請されている。憲法9条でも、「日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し」と定められているように、こうした趣旨が再び確認されている。名古屋高等裁判所がイラクへの自衛隊派兵に関して、他国での戦争への協力行為も平和的生存権に反すると正当にも判示したように、日本国憲法は日本の権力者が「武力による威嚇又は武力の行使」を行なうことを禁じているだけではなく、外国の戦争に協力することも禁じている。

しかし実際はどうか。朝鮮戦争の際、日本は米軍の出撃拠点・後方支援基地としての役割を果たした。朝鮮戦争の際だけではない。ベトナム戦争や湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争の際にも日本はアメリカ軍の出撃拠点・後方支援基地となることで、日本国憲法に反する戦争協力を行なってきた。そしてオスプレイの配備により、米軍の戦争の出撃拠点・後方支援基地としての重要性が増す可能性がある。「最大速度は約2倍、搭載量は約3倍、行動半径は約4倍」と防衛省の文書で繰り返されるオスプレイの性能は、裏を返せばそれだけ戦闘能力が強化されることを意味する。

実際、2012年6月に防衛省が発行したパンフレット『MV-22オスプレイ—米海兵隊の最新鋭の航空機—』の「アフガニスタンにおける不朽の自由作戦（2009年11月～）」の箇所でも「MV-22は、強襲揚陸艦から800km以上を飛行するという歴史的なオペレーションを達成しました」とされている。そして2012年4月には、これまで佐世保に配備されていた強襲揚陸艦「エセックス」に代わり、強襲揚陸艦「ボノム・リシャール」が配備された【写真5】。「ボノム・リシャール」はオスプレイを12機搭載可能である。ボノム・リシャールとオスプレイの組み合わせにより、米軍の戦争の出撃基地としての日本の役割がますます強化される。

駐日大使マッカーサー二世が藤山愛一郎外務大臣や田中耕一郎最高裁判所長官などに直接会って裁判干渉を行なうなどの国家主権侵害行為の結果として取り消されたが<sup>16)</sup>、砂川事件第一審判決（いわゆる「伊達判決」）で判示されたように、「わが国内の駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるもの」である。さらには、米軍の戦争の出撃拠点・後方支援基地になることも「平和的生存権」に反して許されない。オスプレイの配備により、こうした憲法違反の度合いがますます強くなる。

16) こうした裁判干渉、国家主権侵害行為については新原昭治『日米「密約」外交と人民のたたかい　米解禁文書から見る安保条約の裏側』（新日本出版社、2011年）などを参照。



【写真5】2012年4月に佐世保に配備された、強襲揚陸艦「ボノム・リシャール」(2012年8月、飯島が撮影)。

## (2) 環境権

### ① 騒音について

「良好な環境を享受し、これを支配する権利」は「環境権」と言われる。憲法13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定められている。良好な環境がなければ「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は実現できない。また、憲法25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められている。「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためにもやはり「良好な環境」が必要となる。そこで憲法13条の「幸福追求権」や25条の「生存権」を根拠として「環境権」が憲法上の権利として認められると一般的に考えられている。オスプレイの配備により、「環境権」も侵害される。

騒音について、2012年8月3日（日本時間では4日）、森本防衛大臣はワシントン市内で記者団に対して「騒音はそれほど被害を受けるとの印象を受けなかった」<sup>17)</sup>と述べた。防衛省が作成したパンフレットにも「MV-22の騒音は、CH-46よりも概ね低くなっています」（12頁）などと記されている。しかし、宜野湾市 基地渉外課が作成した冊子である『普天間飛行場の早期閉鎖・返還に向けて～普天間飛行場の危険性～ 2012年3月』11頁には、「CH-46と比較し騒音レベルは小さいものの、着陸時・ホバリング時・エンジンテスト時の騒音についてほとんどの場合でオスプレイがCH-46を上回る騒音が測定されている」と記してある。渡嘉敷健准教授によると、オスプレイの飛行で宜野湾市上大謝名地区で90デシベルの大きさの騒音レベル——目の前を大

17) 『四国新聞』2012年8月5日付

型トラックが通過するのと同じレベル——が観測されている<sup>18)</sup>。かりにCH-46より静かだとしても、だから「環境権」が侵害されていないとは言えないだろう。

## ② 低周波音

そしてオスプレイからは、通常のヘリコプターからは出ない「低周波音」が出されていることが環境工学を専門にする渡嘉敷健琉球大学准教授の調査で明らかになっている。低周波音は聞こえにくいものの、周波数によっては不快感や圧迫感といった心理的影響を与える。渡嘉敷准教授は「騒音の大きさに加え、低周波音を含んでいることが、オスプレイの飛行による不快感をさらに増している」と述べている<sup>19)</sup>。

## (3) 国民主権との関係について

野田首相はオスプレイの日本配備に関して、「事前協議の対象ではない」<sup>20)</sup>とか、「アメリカの基本方針には口を出せない」などと言っている。こうした発言は「主権」が日本にあることを理解していない発言である。日米安全保障条約や日米地位協定は「国の最高法規」(憲法98条)である憲法の下位法にすぎず、国のあり方を決める基準となるのは憲法である。日米安保条約でも「いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ」(10条)と定められているように、日本政府は安保条約を廃棄することができるのであるから、かりに安保条約が憲法違反ではないとの立場であっても、安保条約の運用に関して当然アメリカ政府に対して要求できる。そもそもの前提として、憲法では「基本的人権の尊重」「平和主義」とならび、「国民主権」が基本原理とされている。歴史的にみると、「ブルジョア革命によってフランスに生まれた国家主権の概念は、一面では国内外の民主主義的原理と結合しており、他面では、他国への内政不干渉という態度に結びついていた」<sup>21)</sup>、「ブルジョア革命をへた国家においては、たとえばフランス大革命がその典型的な例であったように、外敵から国家の独立を守ることは同時に国内の民主主義を守ることであった。……国家の対外的独立と国内の民主主義とは切り離すことはできない」<sup>22)</sup>との指摘のように、国民主権の概念は国民が国のあり方を決めるという国内的な側面だけではなく、国内の民主主義を守るために外国からの干渉を防ぐという「国家主権」の概

18)『しんぶん赤旗』2012年10月21日付

19)『しんぶん赤旗』2012年10月21日付

20) 1960年に安保条約が改定された際、「[安保条約]6条の実施に関する交換公文」が交わされた。そして、「配備における重要な変更」「装備における重要な変更」「日本からの直接戦闘行動」の際には日本政府とアメリカとの間で事前協議が行われ、日本政府がその是非の判断をするとの建前がとられていた。しかし、オスプレイの配備は「装備における重要な変更」には当たらず、事前協議は必要ないとの立場を例えれば野田内閣はとっている。事前協議を意識してか、たとえば2012年9月19日の日米合同委員会での、「日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書)でも、オスプレイの配備は「部隊レベルの更新であって、日本国における合衆国のプレゼンスの重大な変更ではない」と記されている。

21) 長谷川正安『国家の自衛権と国民の自衛権』(勁草書房、1974年) 60頁。

22) 長谷川正安『安保体制と憲法』長谷川正安・宮内裕・渡辺洋三編『安保体制と法』(三一書房、1969年)50頁。

念とも表裏一体の関係にある。「主権」が国民にあれば、オスプレイの日本配備の是非を決めるのは日本国民というだけではなく、そうした国民意志に従ってアメリカにも対応するというのが「国民主権」の規範的内容となる。そして、「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と憲法前文で定められているように、国家構成員である国民のために政治を行なうのが日本政府の役割だとされている以上、オスプレイ配備が国民の生命や健康などに危険を与える可能性があれば、日本政府はアメリカの要求を拒否すべき憲法上の義務がある。オスプレイだけの話ではないが、米軍機は低空飛行を行なったり、夜中に離発着するNLPなどを実施している。1996年に宜野湾市は米軍と騒音防止協定を結び、住宅密集地や学校、病院などの上空を飛ばない、夜10時から朝6時までの飛行禁止といった内容が決められたが、こうした約束も守られていない。「MV-22は、通常、ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する」「MV-22は、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行」などと日米合同委員会で合意されているが、こうした約束を米軍は普天間基地へのオスプレイ配備当初から守っていない。そもそも航空法では、「オートローテーション」機能がない回転翼機は原則として日本で飛行できず（航空法11条、航空法施行規則付属書第1）、航空法の最低安全高度は「人又は家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離六百メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から三百メートルの高度」（航空法施行規則174条一号イ）、「人又は家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上又は水上の人又は物件から百五十メートル以上の距離を保つて飛行することのできる高度」（航空法施行規則174条一号ロ）と定められている。しかし、いわゆる「航空特例法」（昭和27年7月15日法律第232号）により、航空法のこうした規定は米軍には適用されない。これで主権国家といえるのだろうか？

#### （4）地方自治

まずは2012年6月段階での宜野湾市役所を紹介しよう【写真6】

写真にあるように、普天間基地のある宜野湾市ではオスプレイ反対という意志表示がなされている。宜野湾市だけではなく、沖縄県議会や沖縄の41市町村すべての議会で反対決議がなされている。オスプレイ配備に反対する県民大会が9月9日に宜野湾海浜公園で開かれた。参加者は主催者発表で10万人。沖縄だけではなく、たとえば2012年7月19日付で全国知事会から出された「MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議」でも「関係する自治体や住民が懸念している安全性について未だ確認できていない現状においては、受け入れることはできない」「関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く求める」などとされている<sup>23)</sup>。しかし、野田内閣はこうした声に耳をかさずにオスプレイの配備を認めた。のみならず、これは自民党を中心とする連立政権下の話になるが、「タカミザワ文書」でも明らかのように、1996年の段階でオスプレイ配備に関しても日本政府はアメリカから知らされていたにもかかわらず、政府はこうした

23) <http://www.nga.gr.jp/news/H24.7.20%20osupurei%20youseikatudou.pdf>



【写真6】(2012年6月、飯島が撮影)

情報を国民や、とりわけ配備が予定されていた沖縄の自治体に隠していた<sup>24)</sup>。地方自治の保障は「基本的人権の保障」「国民主権」「平和主義」の実現にとって不可欠だが<sup>25)</sup>、住民に情報を提供しないで、そして住民の意志を無視してオスプレイを配備する政府の行為も、憲法で保障された地方自治を否定するものといえよう。

#### (5) 國際協調主義

オスプレイを配備する理由について、2012年8月27日、参議院予算委員会で野田佳彦首相は「有用性もしっかり訴えていかなければならない。こうした厳しい状況で、南西方面の防衛力、抑止力を考え」と発言し、対中国との関係でもオスプレイ配備が必要との考え方を示した。中国を仮想敵とみなし、それに対する抑止力のためにオスプレイが必要だと考えたが、こうした考えは憲法が前提とする「国際協調主義」からも問題である。

たとえ国家間で深刻な対立があったとしても、「武力による威嚇又は武力の行使」による国際紛争の解決は日本国憲法では永久に放棄されている。そして「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と前文で述べられているように、全世界の国民との信頼醸成を求めた外交を通じて平和を達成すべきとの理念が述べられている。この趣旨は憲法9条でも再確認され、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」とされている。しかし、「南西方面の防衛力、抑止力」などと中国などを仮想敵として

24) 真喜志好一、リムピース+比較市民宣言運動・横須賀『オスプレイ配備の危険性』(七ツ森書館、2012年) 119-132頁。

25) この点については麻生多聞、飯島滋明ほか『初学者のための憲法学』(北樹出版、2008年) の地方自治の箇所を参照。

念頭におき、オスプレイ配備を認めるのであれば、憲法の理念に反する政策となろう。

最近の尖閣諸島の問題などに直面し、外交による平和構築、信頼醸成措置などは非現実的との意見もあるかもしれない。しかし、それこそ現実を直視しよう。日本の食料自給率は約40%。外国との関係がない中では、生きていくことが困難な状態にある。食料は外国からの輸入に頼っているが、中国からの輸入も少なくない。日本で日常生活を送る中で中国製品を使わいで生活することは困難である。経済的にも現在、日本の最大の貿易相手国は中国である。中国から観光客が来ることによって経済が活性化している日本の地域も少くない。少子高齢化の進む中、中国人労働者などが日本の経済を支えている現状もある。このように、さまざまな相互依存関係を高めている中、中国と武力衝突などを考えるのであれば、それこそ「非現実的」だろう。そもそも国家間の関係が悪化するのは政治家が極めて未熟な外交政策を展開した結果でしかない。にもかかわらず、そうした未熟な政治の責任を棚に上げて中国は脅威だと煽り立て、多くの税金をつき込んで軍事力を増強するような政策に国民は付き合うべきだろうか。こうした武力衝突などのような最悪な事態に至らないようにするのが政治の責任ではないか。中国との関係で言えば、「かつて中国を侵略したことや朝鮮半島を植民地にしたことへの反省を日本は忘れてはならない」(2012年9月28日付)、「かつて侵略戦争をしかけ中国の人々に苦痛をもたらした日本は、日中関係の原点を見失ってはならない」(2012年9月29日付)という、『日本経済新聞』社説の正当な指摘を踏まえて中国との友好関係を発展させるための根気強い外交交渉が求められる。中国と友好関係を築くのは無理だとの意見もあるかもしれない。しかしEUという、格好の手本がある。2012年10月、EUはノーベル平和賞を受賞したが、そのEUの中心である独とフランスは、かつては数度にわたり戦争をしていた「犬猿の仲」だった<sup>26)</sup>。日本と中国の関係が悪化しているとしても、EUが良い手本になっているように、両国の努力次第では良好な関係を築き上げることができる。憲法で求められている「国際協調主義」はこうした外交努力である。

## (6) 平和主義

以上のような憲法問題があっても、とりわけ中国は脅威であり、日本の安全のために米軍が必要であり、かつ在日米軍を増強するためには「オスプレイ」の配備が必要だとの見解もある。しかし米軍が抑止力になるとの考えは根本的に誤っている。日本の安全ということで言えば、かえって逆の結果をもたらす可能性がある。

### ① 在日米軍=抑止力？

まず、沖縄に海兵隊を置くことが「抑止力」となるか。たとえばアメリカ民主党のフランク下院議員は「沖縄に1万5千人の海兵隊は必要ない。彼らは65年前に終わった戦争の遺物だ。沖縄に海兵隊はいらない」と発言している。共和党のケイ・ハチソン上院議員も2008年のロシア

---

26) EUに於ける信頼醸成の過程については、前田哲男・児玉克哉・吉岡達也・飯島滋明『9条で政治を変え  
る 平和基本法』(高文研、2008年) 86-88頁参照。

によるグルジア侵略や韓国哨戒船事件などを挙げ「米国の海外駐留は抑止力にならない」と発言している。チャルマーズ・ジョンソン元CIA顧問も「中国脅威論は予算がほしい国防総省のでっち上げ。沖縄に海兵隊は必要ない」と述べている<sup>27)</sup>。アマコスト元駐日大使も「在日海兵隊の長期駐留の必要性に疑問を感じている」と述べている(『朝日新聞』2011年12月8日付)。

米国では「国防予算の削減」や沖縄が攻撃対象になるという「軍事上の理由」から、沖縄からの海兵隊などの撤退という主張もなされている。にもかかわらず、そうしたアメリカの動きを止めるのは日本政府であり、アメリカからそうした主張がなされること、日本政府がアメリカの撤退を引き留めていることも大手メディアはほとんど報道しない<sup>28)</sup>。ジョンソン氏は対日交渉に関して「自らの目的を遂げるために相手国に強く迫ったり、脅かしたりするのは米国の常とう手段。(海兵隊をグアムに移転できない場合、米国政府は)おそらく米国内に移転することになろう。それでも海兵隊部隊の運用上、問題はないはず」<sup>29)</sup>と述べている。現代の戦争は攻撃機どうしの戦闘、艦船や潜水艦から発射される巡航ミサイルによる攻撃ではじまり、強襲揚陸艦で海岸から上陸して敵地に切り込むような戦争は起こりえない。湾岸戦争時にそうであったように、米本土から50万人近い軍人を送り込んだ輸送手段は強襲揚陸艦でも航続距離が短いヘリコプターでもなく、高速で大量輸送ができるC5やC17などの大型輸送機だった。こうした現状を踏まえると、沖縄の海兵隊を「「抑止力」と呼ぶのは、褒めすぎ以外のなにものでもない」<sup>30)</sup>。結局、「留守がちで、移動の足が不足する沖縄の海兵隊は少なくとも日本の防衛に寄与しているとは言えない」<sup>31)</sup>のであり、「抑止力にならない海兵隊」<sup>32)</sup>なのだ。

## ② 日本を守るための在日米軍？

安保条約では、日本の安全を守るために日本に駐留することになっているが、米国政府は本当に日本を守るために米軍を日本に駐留させているのだろうか。こうした問題について、グレゴリー・クラーク多摩大学名誉教授は以下のように述べている<sup>33)</sup>。

「多くの日本人は日本の防衛のために、米軍基地が不可欠のように考えていますが、米国は日本を守ることなどほとんど考えていません。米国は戦略的拠点の日本列島に基地を置く必要があるから、日米安保条約を結んだのです、第2次世界大戦後の占領政策の延長にすぎないのです。残念ですが、米国が守ることがあるとすれば、それは日本にある米軍基地であって、日本そのものではないと思います」。

27) 以上の内容につき、前泊博盛『沖縄と米軍基地』(角川書店、2011年) 95-102頁。

28) 林博史『米軍基地の歴史』(吉川弘文館、2012年) 179頁。

29) 前泊博盛『沖縄と米軍基地』(角川書店、2011年) 105頁。

30) 半田滋『3.11後の自衛隊』(岩波ブックレット、2012年) 66頁。

31) 半田滋『3.11後の自衛隊』(岩波ブックレット、2012年) 68頁。

32) 半田滋『3.11後の自衛隊』(岩波ブックレット、2012年) 62頁。

33) 『東奥日報』2010年4月6日付

かつてのアメリカの国防情報センターの副所長であり、米海軍少将で、空母ミッドウェーの艦長として日本に寄港したこともあるキャロル氏は、「在日米軍基地は日本の防衛と関係がありません。日本の国民や利益に対する脅威があるわけではなく、日本に役立つような米軍の使い方などないのです。日本に駐留しているのも、何十億ドルもの駐留経費を日本が負担してくれて安上がりだから」と述べている（1997年4月11日参議院本会議での立木洋議員の紹介）。このように、「在日米軍は日本を守るためにいるわけではない」との発言を米国政府の高官もたびたび繰り返している。

### ③ 攻撃対象としての米軍基地

「わが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦もしくは内乱等の鎮圧の援助のみに使用されるものではなく、合衆国軍隊が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合もあるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであって、その際にわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞が必ずしも絶無ではなく〔後略〕」

これは砂川事件第一審判決（「伊達判決」）の引用である。「米軍基地があるから日本が守られる」のではなく、海外の戦争に出撃する米軍基地があるからこそかえっていざというときには攻撃対象になると示している。当然の話だろう。実際に冷戦期、たとえば三沢基地はアメリカ軍の基地があることでソ連の核の攻撃対象となっていた<sup>34)</sup>。同様に、冷戦後のロシアの外務大臣コズイレフが述べたように、アメリカ軍があるので嘉手納（沖縄県）、佐世保（長崎県）、横須賀（神奈川県）、三沢（青森県）などがソ連の核攻撃の対象として想定されていた<sup>35)</sup>。アメリカでも、「アメリカの海外にある基地は原水爆を吸収する」という「吸収効果」、あるいはマグネットとしての効果が想定されていた<sup>36)</sup>。つまり、アメリカ軍の基地があることで、かえって日本は攻撃を呼び込む可能性があった。

## 第3章 おわりに

以上、オスプレイが抱える憲法上の問題について論じた。墜落の危険性が指摘されるオスプレイは、基地及び飛行ルートに関連する市民に恐怖感を与えることで「平和的生存権」を侵害する

34) 斎藤光政『在日米軍最前線』（新人物文書、2010年）280-281参照。

35) 前田哲男・飯島滋明『国会審議から防衛論を読み解く』（三省堂、2003年）158頁。

36) 林博史『米軍基地の歴史』（吉川弘文堂、2012年）73頁。

(本稿第2章(1)参照)。低周波音や90デシベルもの騒音を出すことで、環境権も侵害される(本稿第2章(2)参照)。オスプレイ配備に関連する自治体に適切な説明をしない、あるいは自治体住民の意志を無視してオスプレイ配備を強行する野田内閣のやり方は「地方自治」も侵害する(本稿第2章(4)参照)。中国などへの抑止との理由でオスプレイを配備するとの考え方は「平和主義」や「国際協調主義」とも相容れない(本稿第2章(5)(6)参照)。相容れないどころか、いざというときには日本も巻き込まれ、攻撃対象にすらなり、やはり「平和的生存権」が侵害される(本稿第2章(6)③参照)。こうした危険性をもつオスプレイの配備に関しては、主権国家である以上、日本も米国に対して堂々とした対応をすべきだが、今までの自民党政権や野田内閣も憲法前文で求められている政府の役割を放棄してきた。EUにならい、日本も信頼醸成に向けた外交を通じて近隣諸国との友好関係を築くことが憲法でも求められている(本稿第2章(3)参照)。

そもそもニューメキシコ州の米空軍基地で予定されていたオスプレイの飛行訓練計画は住民の反対で当分延期されている。ハワイ州モロカイ島カラウパパ空港、ハワイ島ウポル空港で行う予定だったオスプレイの着陸訓練も騒音や野生動物への影響、遺跡への被害を懸念する住民や環境団体などの反対意見により断念された。アメリカでは危険性や環境への配慮から中止されているオスプレイの訓練だが、日本ではオスプレイが沖縄に配備され、日本全土で飛行訓練がなされるという。こうしたアメリカ政府や日本政府の対応、主権者としてどのように考えるだろうか。オスプレイは沖縄の話だと思っている人もいるかもしれないが、オスプレイは本土でも低空飛行訓練を行なうことが予定されている。そもそもオスプレイが何かを知らない人もいる。今の政治が悪いとすれば、政治に対して十分な知識を持たず、国民のためにならない政治家を選挙で選んだ国民にも問題がある。「国民のための政治」が行われるためには、政治に対しても十分な知識を持ち、適切な意志表示を選挙で行なうことが必要となる。